

第2章 市税の種類としくみ

京都市で課税する税は次のとおりです。

普通税

納められた税の使い道が特定されていない税で、どのような仕事の費用にも充てることができます。

個人の市民税	前年に所得のある個人に対してかかる税
法人の市民税	事務所や事業所などがある法人にかかる税
固定資産税	土地・家屋・償却資産に対してかかる税
軽自動車税	原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、2輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税
市たばこ税	たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税
特別土地保有税	取得した土地（取得分）や取得後10年以内の土地（保有分）に対してかかる税 ただし、平成15年度以降の新たな課税は停止しています。

目的税

納められた税の使い道が限定されている税です。

入湯税	温泉などの入湯行為に対してかかる税 環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興の費用に充てられます。
事業所税	事業所・事務所における事業活動に対してかかる税 都市環境の整備及び改善事業の費用に充てられます。
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税 都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てられます。
宿泊税	宿泊施設における宿泊行為に対してかかる税 国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策の費用に充てられます。